

令和3年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等（案）

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討
3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映
4. 環境配慮契約未実施機関への対応
5. その他

令和3年9月1日

2050年カーボンニュートラル宣言及び2030年度目標

2050年カーボンニュートラル宣言【第203回国会総理所信表明演説】

- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。
- 省エネルギーを徹底し、**再生可能エネルギーを最大限導入**するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。

2030年度目標【気候サミット（2021年4月22日）総理発言（抜粋）】

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、我が国は、**2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**
- 経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として**再エネなど脱炭素電源を最大限活用**するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じます。

上記目標達成に向け整合する形で、地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連計画の改定が進められているところ

関連計画等の施策・目標等の改定を踏まえ**電力専門委員会を開催**

令和3年度の電気の供給を受ける契約に係る検討項目

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- ① 新たな排出係数目標への対応（しきい値の引下げ方向性等）の検討
- ② 加点項目の整理・見直し等

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

- ① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等を検討
- ② 裾切り方式評価項目「再生可能エネルギーの導入状況」等における再エネ電源の種類の検討

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

- ① 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

5. その他

- ① 沖縄電力供給区域の取扱い検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 新たな排出係数目標への対応（しきい値の引下げ方向性等）の検討

新たな排出係数目標が示された場合、しきい値引下げの方向性等を検討してはどうか

- 2030年度における環境配慮契約のあるべき姿を検討
- 新たな排出係数目標としきい値引下げ目標の関係性を整理・検討
- 小売電気事業者の予見可能性を高めるため、引下げ方向性を検討
 - 高度化法中間目標の影響及び小売電気事業者の動向も注視

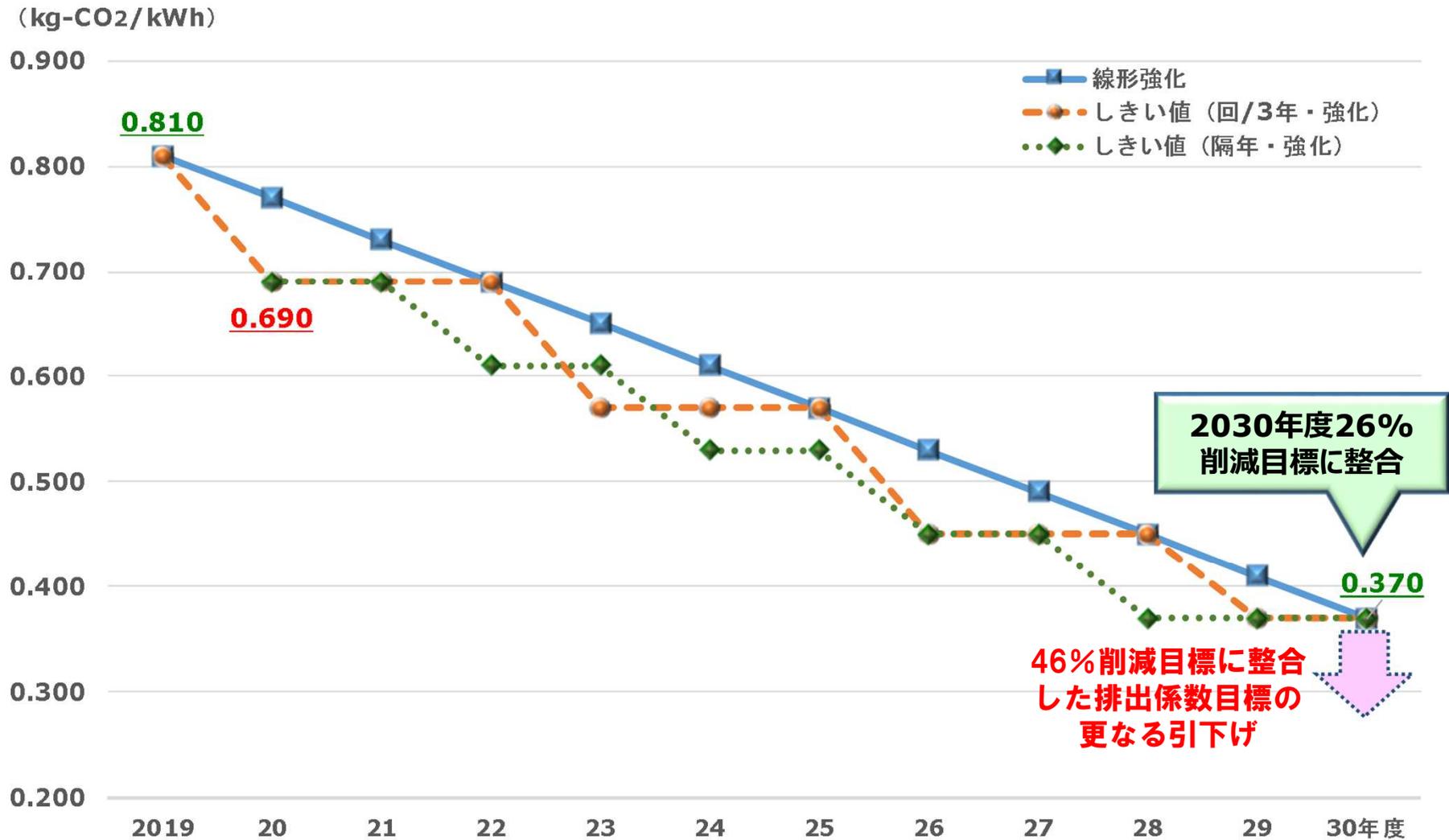
② 加点項目の整理・見直し等

加点項目である「省エネ・節電に関する情報提供」について、配点・重み付けを検討してはどうか

- 昨年度、小売電気事業者に実施した加点項目に関する調査内容を深掘りし、省エネ・節電に関する情報提供の状況及び配点、重みづけ等に関する調査項目を追加したアンケート調査の実施
- 加点項目の見直しに当たっては関連計画等に掲げられた施策・対策等を勘案

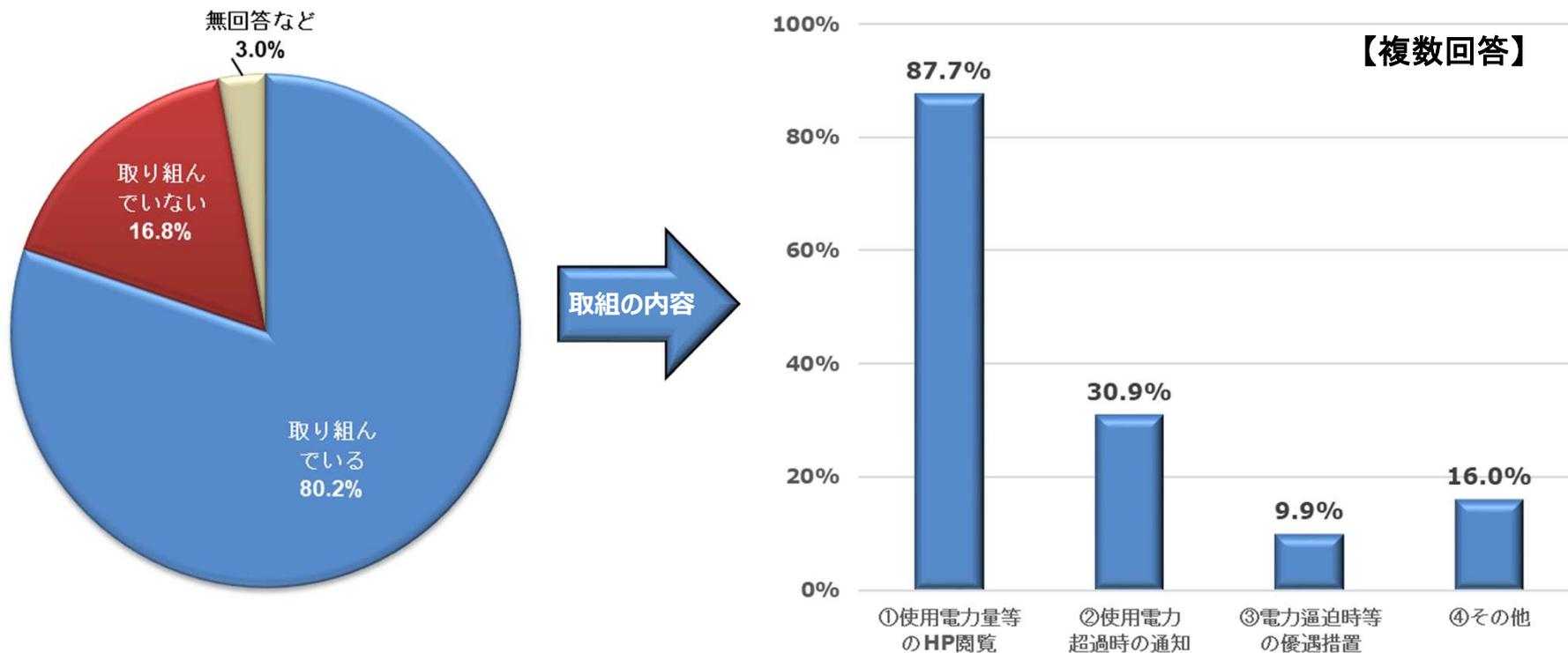
【参考】排出係数しきい値の引下げ（イメージ）

- 令和2年度に排出係数しきい値を0.690kg-CO₂/kWh（▲0.12）に引下げ
- 引下げ幅は2030年度26%削減目標に整合した0.37kg-CO₂/kWhから算定
- 新たな排出係数目標に基づく排出係数しきい値引下げの方向性を検討



【参考】需要家に対する省エネ・節電に関する情報提供の取組

- 回答101者のうち、**情報提供の取組を実施**しているのは**約8割**
- 実施事業者における実施内容（複数回答可）
 - ① 需要家の**使用電力量の推移等をホームページで閲覧**できる（**87.7%**）
 - ② 需要家の設定した**使用電力を超過した場合に通知**を行う（**30.9%**）
 - ③ **電力逼迫時等に供給側からの要請**に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して**電力料金の優遇**を行う（**9.9%**）
 - ④ その他（**16.0%**）【より詳細な情報提供の取組、電力使用量抑制の取組等】



注：アンケート調査は令和2年10月現在の状況（101者回答/105者依頼）

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

再エネ電力導入拡大に向けた国等の率先実行として、一定の再エネ電力の調達を求めることとし、改定後の政府実行計画における2030年度の再エネ電力の調達目標を目指し、計画的・継続的に調達割合を引上げることとしてはどうか

- 公表された政府実行計画（案）では、2030年度までに調達電力の60%以上を再エネ電力とすることとしている。
- 再エネ電力の導入拡大につながるよう、小売電気事業者の予見可能性を高めるため、計画的に調達割合を引上げる必要がある
 - 国及び独立行政法人等による再エネ電力の導入を原則必須とし、電気の供給を受ける契約の基本的事項に記載（基本方針の改定が必要）
 - 調達電力の最低限の再エネ比率を基本方針解説資料に明記（例えば令和〇年度の再エネ電力比率〇%以上など）するとともに、再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえ継続的に改定
 - 調達に当たっては、裾切り方式を実施した上で仕様として設定（従前どおり排出係数の低い小売電気事業者からの調達が前提）

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

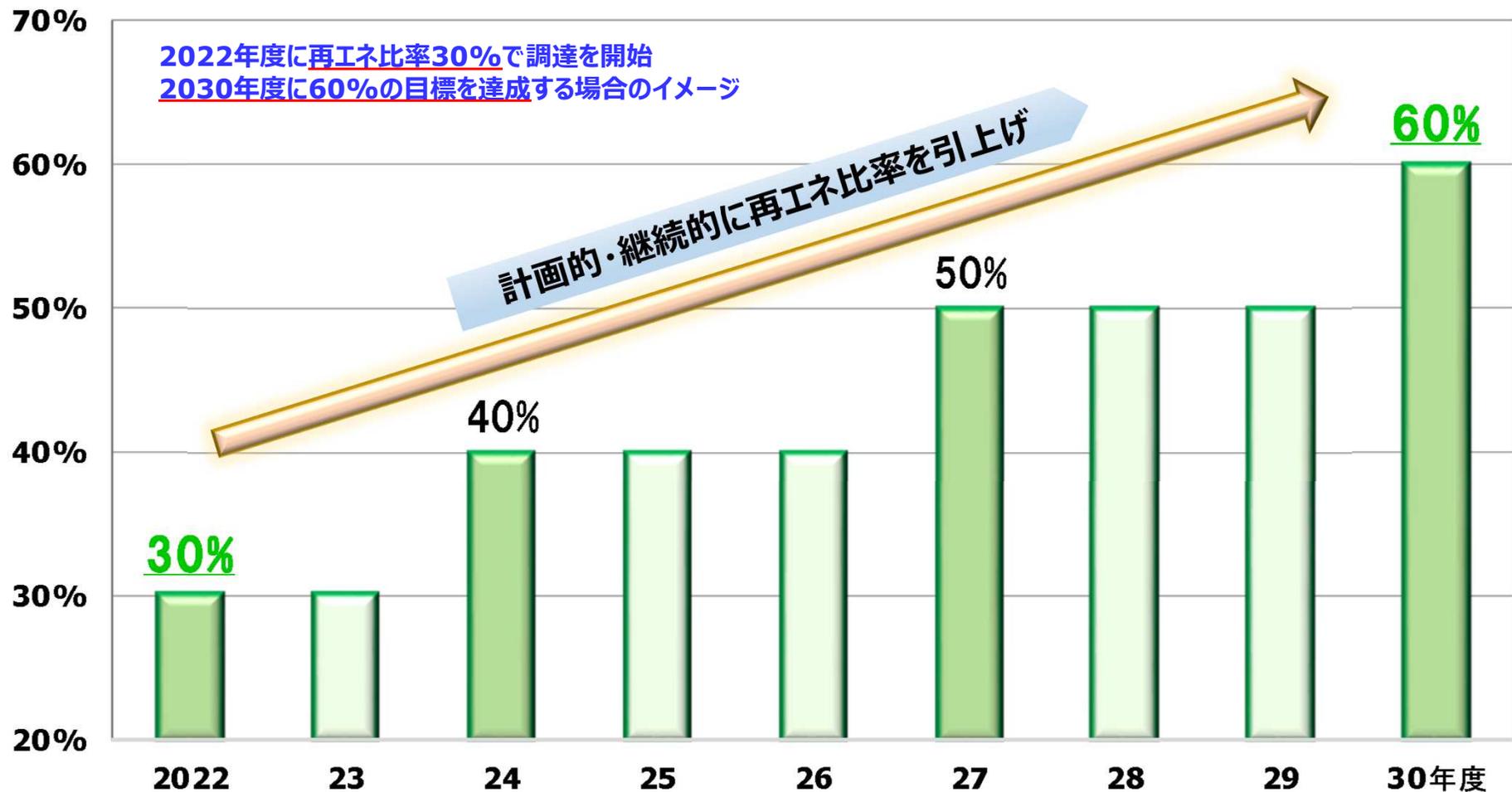
再エネ電力の調達実績、調達仕様等の契約情報、供給状況に関する情報等を広く提供することにより再エネ電力の普及促進を図ることはどうか

- 令和2年度の契約締結実績調査、調達先進事例、小売電気事業者の再エネ電力メニュー等に関する情報の整理・とりまとめ及び提供

【参考】再エネ電力比率の継続的な引上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - 令和4（2022）年度より調達する電力の再エネ比率（30%程度）を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引上げとともに、再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえた適切な再エネ比率の設定が必要

（再エネ比率）



【参考】国及び独立行政法人等の再エネ電力の需要量等

- 令和元（2019）年度における国及び独立行政法人等の予定使用電力量
 - 高圧・特別高圧が約103億kWh、低圧が約1.1億kWhの合計約104億kWh（沖縄電力供給区域を除く）
 - 国及び独立行政法人等の再エネ比率を30%とした場合、約31億kWh
 - 令和2（2020）年度における非化石証書発行量の規模感（一部推計）
 - FIT非化石証書、非FIT非化石証書ともに約900億kWh（1,800億kWh）
- ※ 非FIT非化石証書は再エネ指定以外を含む全体量

市場名称 (仮称)	再エネ価値取引市場	高度化義務達成市場
市場の目的	需要家の再エネ価値の安定的な調達環境の整備	高度化法の目的達成の後押し及び再エネ等カーボンフリー電源の投資促進
取引対象証書	FIT非化石証書	非FIT非化石証書
取引参加者 (売り側)	GIO（低炭素投資促進機構）	発電事業者
取引参加者 (買い側)	小売電気事業者、需要家	小売電気事業者
証書の用途	① 温対法排出係数の低減 ② 証書の環境価値を表示・主張	① 高度化法における非化石電源比率への参入 ② 温対法排出係数の低減 ③ 証書の環境価値を表示・主張
証書発行量規模感	約900億kWh	約900億kWh（相対取引含め）

【参考】再エネ電力の調達に向けた取組（案）

令和2年度
まで

- 環境省、防衛省等の先行機関における取組の周知（「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」の普及等）

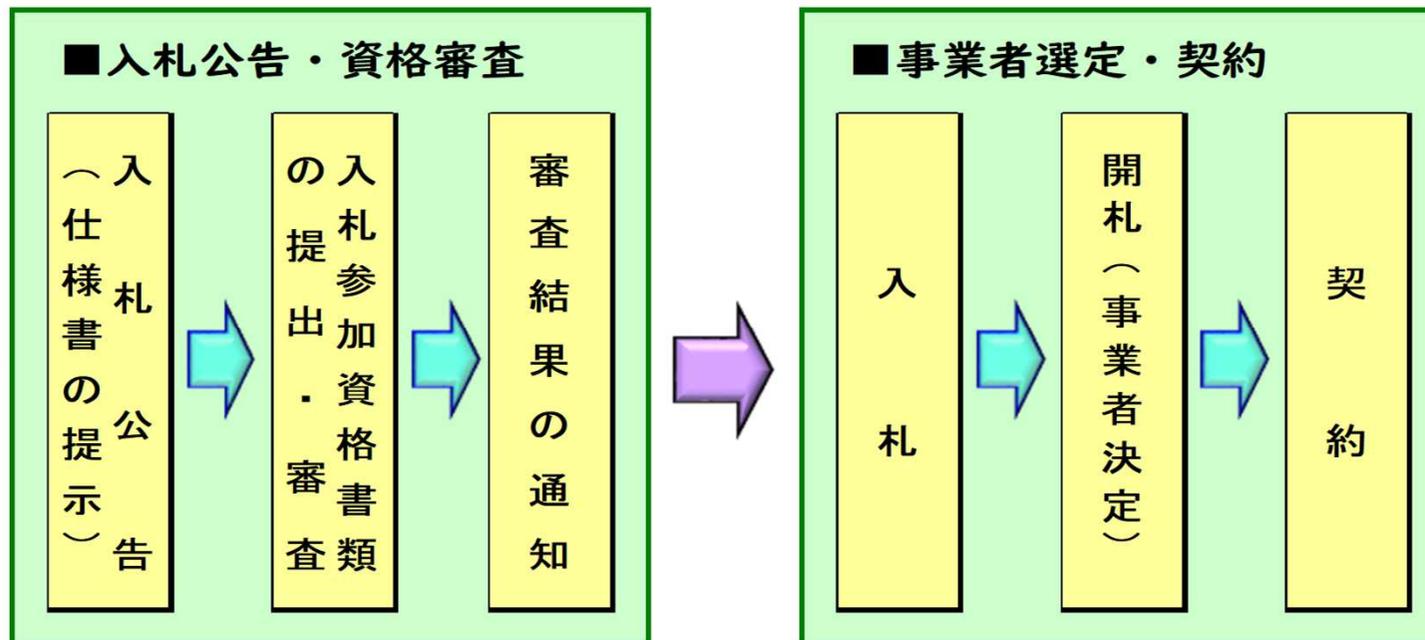
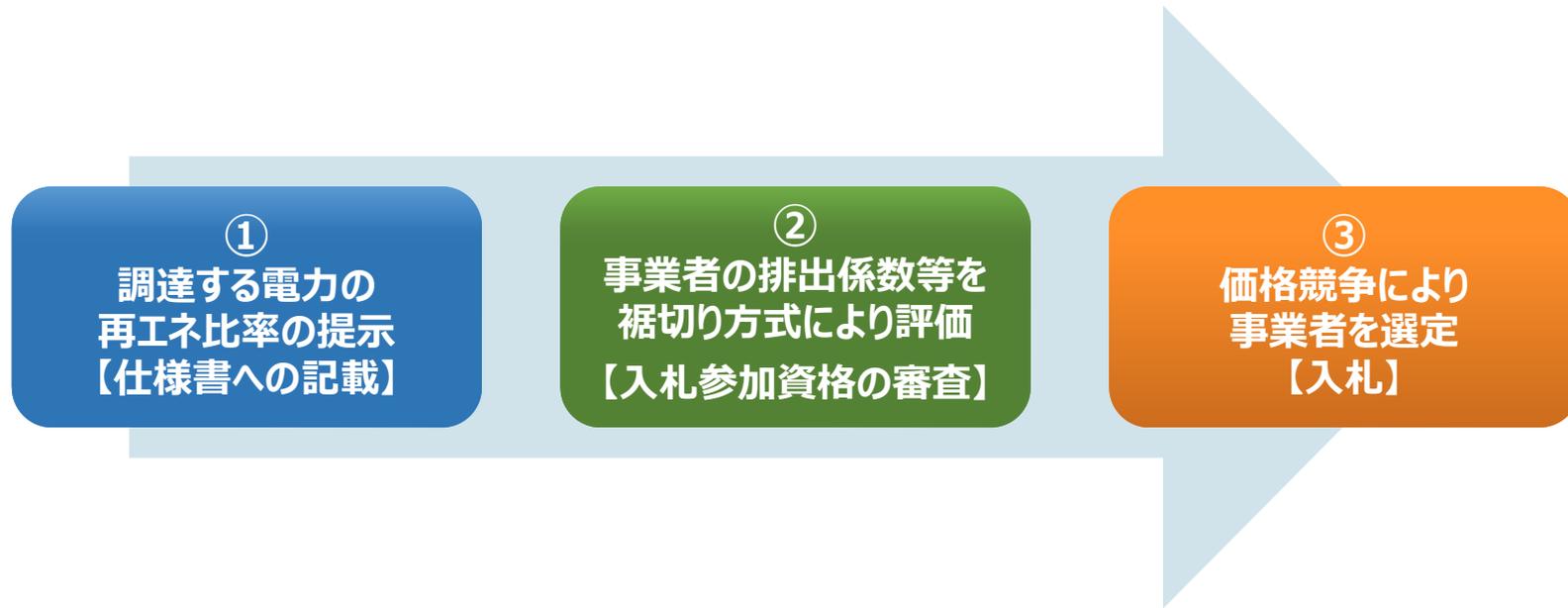
令和3年度

- 国の施設において、令和3年度の電力調達に当たり、原則として再エネ比率**30%以上**とする取組を率先的に実施
- 再エネ電源の定義、再エネ電力の調達仕様の検討及び提示
- 環境配慮契約法基本方針等の改定による再エネ電力の調達目標の達成に向けた方向性の検討

令和4年度
以降

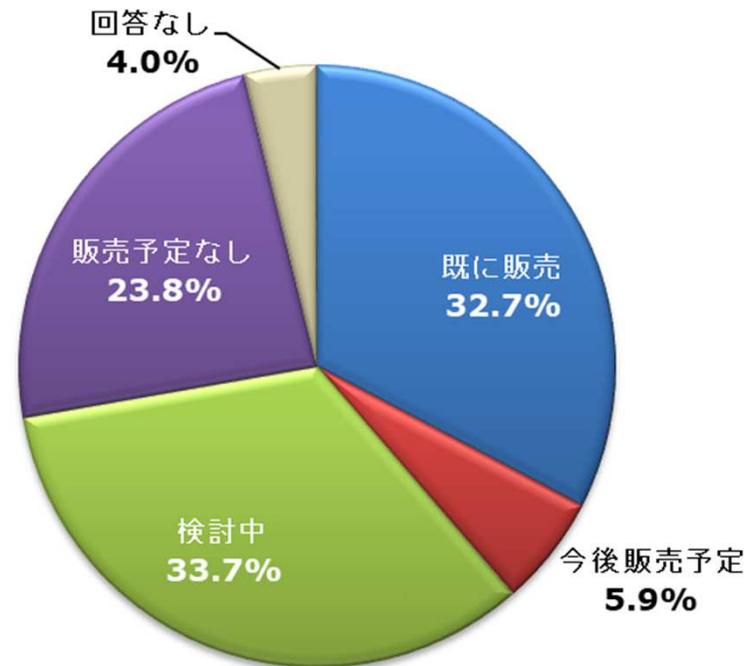
- 原則として、全ての国等の機関で一定の再エネ電力を調達（再エネ電力比率は改定後の政府実行計画に整合するよう、計画的・継続的に引上げ）
- 可能な限り再エネ比率の高い電力の調達の推進（複数年契約やバルク方式等の契約内容の検討）

【参考】再エネ電力の調達の流れ（イメージ）



【参考】RE100対応メニューの販売状況

- 回答101者のうち、**約3分の1（32.7%）がRE100対応メニューを販売済**
- 「今後販売予定」が**5.9%**、「検討中」が**33.7%**を占有。一方「販売予定なし」の事業者は**23.8%**
- **RE100対応メニューを販売している事業者のうち「メニュー情報の公表可」との回答を得た事業者25者のうち22者（88.0%）が「環境価値を有する証書」を活用**



注：アンケート調査は令和2年10月現在の状況（101者回答/105者依頼）

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等を検討

排出係数、再エネ導入状況、再エネ調達割合等への非FIT非化石証書を反映させるための手法・基準を検討してはどうか

- 「総合資源エネルギー調査会」「温対法に基づく事業者別排出係数の算定方法等に係る検討会」等における制度設計、議論を踏まえ、非FIT非化石証書による排出係数等の調整を可能とする方向で対応
- 再エネ導入状況、再エネ調達割合等については、「再エネ指定」に限定した方向で検討
- 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、「電力の小売営業に関する指針」（経済産業省）が非化石証書の活用状況についても開示するよう改正されたことへ対応

② 裾切り方式評価項目「再生可能エネルギーの導入状況」等における再エネ電源の種類を検討

非FIT非化石証書の導入に併せ、改めて再エネ電源の種類を検討してはどうか

- 現在、裾切り方式評価項目の再エネ電源の対象は、FIT法に定める太陽光、風力、水力（3万kW未満。揚水発電を除く）、地熱及びバイオマスであるが、非FIT非化石証書の「再エネ指定」では、3万kW以上の水力も含まれるため、改めて整理・検討が必要

【参考】各制度における再生可能エネルギー電源の対象

各制度の再生可能エネルギー電源の対象

再エネ発電設備	環境配慮契約法※ ² (裾切り評価項目)	非FIT非化石証書 (再エネ指定)	J-クレジット制度※ ³ (方法論が存在)
太陽光	○	○	○
風力	○	○	○
一般水力※ ¹ (3万kW以上)	—	○	○※ ⁴
中小水力※ ¹ (3万kW未満)	○	○	○※ ⁴
地熱	○	○	—
バイオマス	○	○	○

注1：水力には揚水発電は含まれない（混合揚水の非揚水部分は水力に含まれる）

注2：環境配慮契約法の再エネはFIT法に定める電源が対象

注3：J-クレジット制度の再エネ電気由来の方法論が存在するもの（方法論は提案可能）

注4：J-クレジット制度の水力発電設備に規模要件はない

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

① 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

- ➡ 令和2年度の契約締結実績（令和3年度報告分）から環境配慮契約未実施機関・施設について以下の内容をベースに詳細を検討・公表
 - ➡ 公表に当たっては各機関の報告内容を精査

令和3年度から実施する環境配慮契約未実施機関・施設の公表内容（イメージ）

施設名	所管省庁	住所	契約電力量 (千kWh)	未実施理由	今後の見通し
〇〇〇	〇〇省	東京都〇区××・・	45,300	安定供給の懸念	時期を検討中
◇◇◇	◇◇庁	北海道◇市△△・・	61,000	長期契約中のため	次年度から実施
：	：	：	：	：	：

5. その他【1/2】

① 沖縄電力供給区域の取扱い検討

現状、環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域についても、排出係数引下げ及び再エネ電力の調達に向け実施可能な手法を検討してはどうか

- 沖縄電力供給区域においては、系統が連携しておらず、排出係数が高い状況
- 現行の仕組みでしきい値等を導入した場合、当該区域以外を主な活動拠点とする小売電気事業者しか参入できなくなるが、それらの事業者から調達しても当該区域内で流通する電気の排出係数低減にはつながらない
- 公正かつ実施可能な手法について、当該区域における小売電気事業者や国等の機関、地方公共団体等からヒアリング等の実施も検討
- 再エネ電力の調達については、当該区域における供給状況等を確認のうえ、当該区域内での再エネ電力拡大につながる手法を検討

※ 沖縄電力供給区域の予定使用電力量は約1.7億kWh（令和元（2019）年度）

5. その他【2/2】

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

◆ 事例の収集・整理等

国及び独立行政法人等、地方公共団体等における総合評価落札方式に係る事例収集等を適宜実施してはどうか

- 令和2年度契約締結実績調査における総合評価落札方式の実施状況等の把握
- 地方公共団体、JESCO等の調達事例の収集・整理

◆ 総合評価落札方式の導入要件等に係る検討

総合評価落札方式を導入する場合の条件、具体的内容等について継続的に検討してはどうか

- 総合評価落札方式を導入する場合の最適な導入要件・時期、評価方式、評価項目、評価点等に係る検討
- 総合評価落札方式を導入する場合の課題の洗い出し

5. 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度(2030) までの予定
電気の供給を受ける契約	<p>排出係数しきい値の方針検討</p> <p>加点項目の見直しの検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値導入</p> <p>排出係数しきい値の引下げ検討</p> <p>加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討</p> <p>再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討、再エネ電源に係る検討</p> <p>総合評価落札方式の導入可能性に係る検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値引下げ実施</p> <p>未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）</p> <p>排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>更なる排出係数しきい値引下げ実施</p> <p>・加点項目の見直しの反映、実施</p> <p>更なる排出係数しきい値の引下げ検討</p> <p>新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討</p> <p>再エネ電力の調達の実施</p> <p>導入条件、評価方式・項目等に係る検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 加点項目の整理及び機動的な見直し 再エネ電力の最大限導入に係る検討 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	<p>維持管理契約導入</p>	<p>契約実績調査・分析等</p> <p>設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討</p>	<p>専門委員会設置</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>実施状況等を踏まえ連携のあり方検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置</p>
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		<p>次世代自動車等への対応の検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>総合評価の算定方法の検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>新たなトップランナー基準や市場動向により検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		<p>関係法令等の見直しに伴う対応検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>他の基準や市場動向により必要に応じ検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定

【参考】政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（案） （政府実行計画）（抄）

【令和3年8月4日中央環境審議会・産業構造審議会※資料】

3 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮し、以下の措置を進める。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

※ 中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合（第9回）